

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした場合、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

「えるぼし」認定を受けた企業のうち、女性の活躍推進に関し、特に優良な企業は「プラチナえるぼし」認定を受けることができます。

満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。

5つの認定基準

1. 採用
2. 継続就業
3. 労働時間等の働き方
4. 管理職比率
5. 多様なキャリアコース

プラチナえるぼし



えるぼし 1段階目



5つの基準のうち
1つまたは2つ

えるぼし 2段階目



5つの基準のうち
3つまたは4つ

えるぼし 3段階目



5つの基準
全て

くるみん認定とは

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした企業は、「子育てサポート企業」として都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

「くるみん」認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、「プラチナくるみん」認定を受けることができます。

不妊治療と仕事との両立に関する「プラス」認定や、改正前のくるみん認定の基準による「トライくるみん」認定もあります。

くるみん



トライくるみん



プラチナくるみん



プラス認定の例 くるみんプラス



認定を受けるメリット

自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に認定マークを表示することができます

公共調達における加点評価

公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、認定企業（えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定）を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。

※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。